

令和7年第2回大野町農業委員会議事録

令和7年2月5日、大野町農業委員長 目加田 菊次は、第2回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第4号 農地法第3条の3の規定による届出について
報第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議第4号 農地法第5条の規定による許可について

出席農業委員（13名）

- 1番 末守 吾郎 委員 2番 馬淵 徳次 委員 3番 内田 博人 委員
5番 河本 茂樹 委員 6番 見屋井 美栄子 委員 7番 河野 正和 委員
8番 目加田 菊次 委員 9番 林 和朗 委員 10番 山村 隆昌 委員
11番 野村 茂雄 委員 12番 加納 賢 委員 13番 清水 誠 委員
15番 飯沼 良一 委員

出席農地利用最適化推進委員（9名）

- 岡田 松榮 委員 渡邊 靖 委員 所 勝重 委員 久保田 静真 委員
内藤 昭宏 委員 河田 幸則 委員 小森 富雄 委員 宮嶋 博幸 委員
田代 定 委員

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

- 林 竜彦 委員 野津 正明 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- 事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃
係 青木 哲平

(令和7年2月5日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農地利用最適化推進委員の林委員・野津委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を9番の林和朗委員、10番の山村隆昌委員にお願いしたいと思います。それでは報第4号について、事務局より説明願います。

〔事務局 報第4号の議案説明〕

○事務局

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。4筆で4,114㎡でございます。

2番の案件につきましては、祖父より農地を相続されたものであります。6筆で2,487㎡でございます。

3番の案件につきましては、祖父より農地を相続されたものであります。1筆で2,891㎡でございます。

4番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。1筆で1,436㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。4筆で2,369㎡でございます。

6番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で6,115㎡でござ

ざいます。

報第4号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第4号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第5号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 報第5号の議案説明〕

○事務局

農地の賃借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番と2番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和6年11月20日付で合意解約されたということで、通知されました。

3番と4番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、農地法5条許可申請をするために、令和7年1月16日付で合意解約されたということで、通知されました。

報第5号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第5号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第3号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第3号の議案説明〕

○事務局

相続税の納税猶予を受けるためには農業委員会にて適格者である証明を受けることとなり、農業委員会にて証明の可否を決定することとなっております。

相続された農地については、4筆の内2筆は自作であとの2筆は特定貸付で管理しております。今後も自作及び特定貸付によって農地を適正に保全していく予定です。

議第3号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第3号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

営農状況についてですが、貸付の1件に関しては特定貸付に該当すると分かりますが、もう1件に関しては基盤強化促進法による貸付なのか。また、それぞれの貸付の契約期間を教えてください。

○事務局

こちらの貸付は基盤強化促進法による相対での貸付となっております。また契約期間については、相対契約の方が令和6年12月1日から令和11年11月30日。中間管理機構による転貸の方が令和6年12月28日から令和16年4月30日となっております。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

納税猶予に関する適格者証明を受ける要件について、被相続人の要件・農業相続人の要件・特定

農地等の要件の3つがあると思いますが、被相続人の要件で質問させていただきます。死亡の日まで農業を営んでいた人という要件があるが、どのように確認をしたのか説明をお願いします。

○事務局

該当農地については、事務局で直接現場を歩き耕作を行っているか確認をしています。また、被相続人が亡くなる前も貸付と自作でしっかり農地を管理していたことも確認をしています。

○農業委員（10番山村隆昌）

適格者証明の可否を判断する要件はどのようなものか。

○事務局

要件としては、被相続人が死亡の日まで農業を営んでおり、相続人が引き続き農業を行うと認められるか（貸付も含む）となります。

○議長（目加田菊次会長）

他にご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第3号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第4号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

[事務局 議第4号の議案説明]

○事務局

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、建物付き分譲住宅3棟3区画を建築するために申請されました。担当推進委員は岡田委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を譲り受け、分家住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

議第4号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第4号の1番の案件につきまして、担当委員であります岡田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岡田松榮委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第4号の2番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第4号の1番・2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第4号の1番・2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については3月5日9時より行います。場所のほうが大野町総合町民センター2階大会議室になりますので、お間違えのないようにお越してください。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第2回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

林 和朗



委員

山村 隆昌

